

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第１項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第１５９条第１項第１８号の規定に基づき公示する。

令和２年６月１５日

計量法第１３５条第１項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の 名称及び住所	特定標準器による校正 等を行う事業所の名称 及び所在地
ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうち メタノール希釈のものであって、濃度が１００ミリグ ラム毎リットルのもの	一般財団法人化 学物質評価研究 機構 東京都文京区後 楽一丁目四番二 十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町 下高野千六百番地

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定に基づき、同項第１号の特定標準器による校正等を行う者、同項第２号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第３号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和２年６月１５日

計量法第１３５条第２項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液のうちメタノール希釈のものであって、濃度が１００ミリグラム毎リットルのもの	ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をすることができなくなったので、これを取りやめる旨を同条第３項の規定に基づき次のように公示する。

令和２年６月１５日

取りやめに係る特定標準器等を用いて計量器の校正を行う者	取りやめに係る特定標準器等による校正を行う計量器	取りやめに係る特定標準器等
経済産業大臣（ただし、法第１６８条の２の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	レーザ干渉式振動測定装置であって、特定標準器による校正等が行われる範囲が０．１ヘルツ以上１０キロヘルツ以下のもの	レーザ干渉式振動測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの